

大学と連携したまちづくりチャレンジ事業補助金交付要綱

(目的)

- 第1条 この要綱は、灘区内に存する大学である「国立大学法人神戸大学」および、「神戸松蔭女子学院大学」、「神戸海星女子学院大学」と神戸市灘区との連携協力に関する協定に基づき、灘区政の活性化に向けて大学及び行政が協働し、地域の課題の解決及び地域の魅力の向上を目的として実施する事業（まちづくりチャレンジ事業及びちよこっとチャレンジ事業）に要する経費の一部または全部を補助することに関し、必要な事項を定める。
- 2 補助金の交付については、神戸市補助金等の交付に関する規則（平成27年3月神戸市規則第38号。以下「補助金規則」という。）の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象団体)

- 第2条 補助対象となる団体は、前条に掲げる目的を達成するための事業を企画立案し、実施する、大学生、教員、職員及び関係者により構成された団体・組織とする。

(補助対象事業)

- 第3条 補助対象となる事業は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。
- (1) 灘区内の地域課題の具体的な解決や地域の活性化及び魅力の向上につながる活動であること
 - (2) 地域住民の理解と信頼が得られる活動であること
 - (3) 営利を主目的とした活動でないこと
 - (4) 宗教的活動または政治的活動でないこと
 - (5) 神戸市の基本計画及び事業実施計画に反する活動でないこと
 - (6) 法令に違反する活動でないこと
- 2 補助対象となるちよこっとチャレンジ事業は、前項のほか次に掲げる要件を全て満たすものとする。
- (1) 大学生により構成された団体・組織の活動であること
 - (2) 活動開始後概ね3年以内の初動期における活動であること

(補助金の内容)

- 第4条 神戸市灘区長（以下、「区長」とする。）は、予算の範囲内で次に掲げる額を限度として、当該事業に要する経費の一部または全部を補助することができる。
- (1) まちづくりチャレンジ事業は300,000円を上限とする。
 - (2) ちよこっとチャレンジ事業は50,000円を上限とする。ただし、申請は同一事業に対し2回を限度とする。

(補助期間)

- 第5条 この要綱に定める補助の期間は、4月1日から翌年の3月15日までとする。

(補助対象経費)

- 第6条 補助対象経費とは事業に要する経費とし、次の各号に掲げるものは補助の対象から除外する。
- (1) 食料費、打ち上げ、レセプション等にかかるもの

- (2) 光熱費や備品費など、補助対象事業にかかったことを証明することが困難な経費
- (3) 領収書がない等使途が不明なもの
- (4) その他区長が適当と認めないもの

(申請の手続き)

第7条 団体は、補助金規則第5条第1項に基づき補助金の交付を申請するときは、次に掲げる必要書類を別に定める募集期間に区長まで提出しなければならない。

- (1) 補助金交付申請書(様式第1号)
- (2) 団体概要(様式第2号)
- (3) 事業企画書(様式第3号)
- (4) 収支予算書(様式第4号)
- (5) 団体の名簿・規約等
- (6) その他区長が必要と認める書類

(書面による要件審査)

第8条 区長は、申請案件について書面による審査を行い、第2条および第3条の要件に明らかに該当しないと認められる場合は、理由を付して、不採択として不交付決定通知書(様式第5号)により申請団体に対して通知する。

(企画審査委員会による審査)

第9条 区長は、まちづくりチャレンジ事業に申請された事業の企画内容を審査するため、企画審査委員会を設置するものとする。

- 2 前項の審査にあたり、区長は企画提案会を開催し、団体に対し企画内容の説明を求めることができる。
- 3 企画審査委員会は、第7条に定める申請書類及び企画提案会での提案説明により、事業内容に関する意見を述べることができる。
- 4 企画審査委員会は、公益性・計画性(実現可能性)・効果・先駆性・将来性に関する意見を述べることができる。

(補助金交付予定額の決定)

第10条 区長は、補助金規則第6条による補助金の交付決定を行うときは、申請案件について交付予定額決定通知書(様式第6号)により、速やかに補助の採否及び補助金の予定額を決定し、申請団体に対して通知する。

- 2 前項の場合においては、企画審査委員会の意見を尊重しなければならない。
- 3 第1項の場合において、区長は、補助金の交付の目的を達するために必要な条件を付すことができる。

(事業の変更等)

第11条 前条第1項の補助金交付予定額決定通知を受けた団体(以下「採択団体」という。)は、補助金規則第7条第1項第1号に掲げる承認を受けようとするときは計画変更申請書(様式第7号)を、同第2号に掲げる承認を受けようとするときは補助事業中止(廃止)承認申請書(様式第9号)を、区長に提出し、その承認を得なければならない。

- 2 区長は、前項の申請があった場合には、その内容について慎重に審査し、計画変更承認通知書(様式第8号)又は補助事業中止(廃止)承認通知書(様式第10号)により、採択団体に通知するものとする。

- 3 前項の場合において、区長は、著しい変更により補助金の交付の目的を達することができないと認めるときは、不承認とすることができる。

(実績の報告)

第12条 採択団体は、補助金規則第15条に基づき補助事業等の実績を報告しようとするときは、次に掲げる書類を当該補助事業の完了後、別に定める期間内に区長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書（様式第11号）
- (2) 収支決算報告書（様式第12号）
- (3) 活動の実施状況がわかる書類
- (4) 振込先口座変更届（様式16号）

※補助金交付申請書（様式第1号）から振込先口座を変更する場合

(交付額の確定)

第13条 区長は、補助金規則第16条による補助金の交付額の確定を行ったときは、次に掲げる書類を前条に規定する活動報告書を受領後、速やかに採用団体に通知するものとする。

- (1) 補助金交付額確定通知書（様式第13号）
- (2) その他区長が必要と認める書類

- 2 区長は、補助金交付額確定通知書通知後、速やかに補助金を採択団体に支払うものとする。ものとする。ただし、区長が必要と認める場合は補助金交付額確定通知書の金額を減額修正することができる。

(活動の調査・評価等)

第14条 区長は、必要と認めるときは、採択団体に対して、活動の関係資料の提出を求め、または、必要な調査を行うことができる。

- 2 区長は、採択団体に対し、活動終了後、活動の効果または実績のヒアリングを行うことができる。
- 3 区長は、第1項及び前項の調査等により不適当な事項を発見した場合には、必要な是正措置を求めることができる。

(補助金の取消等)

第15条 区長は、補助金規則第19条による補助金の交付決定の全部又は一部を取消したときは、速やかに、その旨を補助金交付決定取消通知書（様式第14号）により採択団体に通知するものとする。

- 2 区長は、前項の規定により補助金の交付を取消した場合において、既に補助金を交付しているときは、期限を定めて補助金を返還させるものとする。

(代表者の変更等)

第16条 採択団体は、代表者に変更が生じた場合は、速やかに代表者変更届出書（様式第15号）を区長に提出しなければならない。

(事業報告書の備え置き及び閲覧)

第17条 補助金の交付を受けた団体は、第12条第1項に定める事業報告書を、補助金の交付を受けた年度の翌々年度の末日までの間、主たる事務所に備え置かなければならない。

- 2 補助金の交付を受けた団体は、その構成員その他の利害関係人から事業報告書の閲覧の

請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧させなければならない。

(補則)

第18条 この要綱に定めるもののほか、補助に関して必要な事項は区長が定める。

(施行細目の委任)

第19条 この要綱の施行に関し必要な事項は、地域協働課長が定める。

(書類の様式)

第20条 次の表の書類の項に掲げる様式は、前各条の様式番号に対応するものとする。

| 書類 | 様式 |
|-----------------|--------|
| 補助金交付申請書 | 様式第1号 |
| 団体概要 | 様式第2号 |
| 事業企画書 | 様式第3号 |
| 収支予算書 | 様式第4号 |
| 補助金不交付決定通知書 | 様式第5号 |
| 補助金予定額決定通知書 | 様式第6号 |
| 計画変更申請書 | 様式第7号 |
| 計画変更承認通知書 | 様式第8号 |
| 補助事業中止(廃止)承認申請書 | 様式第9号 |
| 補助事業中止(廃止)承認通知書 | 様式第10号 |
| 事業報告書 | 様式第11号 |
| 収支決算報告書 | 様式第12号 |
| 補助金交付額確定通知書 | 様式第13号 |
| 補助金交付決定取消通知書 | 様式第14号 |
| 代表者変更届出書 | 様式第15号 |
| 振込先口座変更届 | 様式第16号 |

附 則

(施行期日)

1. この要綱は、平成17年9月1日より施行する。

(施行期日)

1. この要綱は、平成18年6月9日より施行する。

(施行期日)

1. この要綱は、平成19年4月9日より施行する。

(施行期日)

1. この要綱は、平成25年3月1日より施行する。

(施行期日)

1. この要綱は、平成27年4月1日より施行する。

(施行期日)

1. この要綱は、平成31年3月1日より施行する。

(施行期日)

1. この要綱は、令和3年4月1日より施行する。

2. 改正後の第4条の規定は、令和3年度分以後の助成金について適用し、令和2年度分以前の助成金については、なお従前の例による。

(施行期日)

1. この要綱は、令和4年4月1日より施行する。

2. 改正後の規定は、令和4年度分以後の補助金について適用し、令和3年度分以前の補助金については、なお従前の例による。

(施行期日)

1. この要綱は、令和5年4月1日より施行する。

2. 改正後の規定は、令和5年度分以後の補助金について適用し、令和4年度分以前の補助金については、なお従前の例による。